

神奈川県企業庁情報共有システム試行要領

(案)

令和6年5月

神奈川県企業庁

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県企業庁が発注する建設工事における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

(3) 発注者

発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主にいう。なお、検査員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

(4) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、神奈川県企業庁が定める「水道工事標準仕様書」、及び「電気・機械工事標準仕様書」で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、「情報共有システム」による打合簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴を記録されている必要がある。

(対象工事)

第3条 神奈川県企業庁が発注する建設工事において、発注者が指定する工事または、受注者が希望する工事を対象として、事前に監督員と協議を行い、情報共有システムの利用を実施する。この場合、発注者が指定する工事においては、真にやむを得ない場合を除き、原則実施するものとし、受注者が希望する工事においては、実施することが困難と発注者が認めた場合は、実施しないことができる。

(機能要件)

第4条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件(Rev5.4)」を満たし、かつ、神奈川県企業庁が求める機能（第13条）を満たすものの中から、受発注者で協議して決定する。ただし、その他の情報共有システムを利用する場合は、事

前に受発注者で協議のうえ、利用の判断を行うことができる。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyou_taiou/

- 2 受注者は、「情報共有システム」において、奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の奨励環境を用意するものとする。

(対象とする工事帳票)

第5条 「情報共有システム」で対象とする工事帳票は、別表1を参考にして工事着手前に受発注者間の協議により決定する。

(遠隔臨場)

第6条 「情報共有システム」に搭載された遠隔臨場支援機能を利用して、「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する際は、『神奈川県企業庁建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)』の内容に従うものとする。

(工事検査)

第7条 工事検査（工事完成検査、既済部分検査、中間検査）においては、「情報共有システム」で処理した工事帳票は紙に出力せずに、電子データを利用し検査することも可能である。

(データ移管)

第8条 工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。

(電子納品)

第9条 この要領に基づき作成した工事帳票等は、「電子納品運用ガイドライン<工事編>【土木工事版】神奈川県企業庁」に基づき電子納品を行うものとする。

(利用に係る経費)

第10条 「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び利用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれている。

(利用上の留意点)

第11条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
- (2) ID・パスワードの管理の徹底
- (3) フォルダ構成の統一
- (4) 通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第12条 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

(神奈川県企業庁が独自に定める機能要件等)

第13条 受注者は第4条で定めた機能要件の他、次に定める機能要件等を満たすシステムの使用及び運用を行うものとする。

- (1) PDF、SFC 形式のファイルを表示可能のこと。
- (2) 受注者は脆弱性診断の実施について、実施日とその結果についてベンダから報告受けるとともに、その結果を記録が残る方法（紙面、メール等）により、発注者に報告すること。
- (3) 情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.2 以上とする。
- (4) データを保存するサーバーは、日本国内に設置されたベンダを利用するものとする。
- (5) 受注者は、クラウドサーバーに係る操作ログを確認するなどして、不正な操作が行われていないことを確認するものとする。
- (6) ID及びパスワードの管理

受注者及び発注者は、自己の保有する ID 及びパスワードに関し、次の事項を遵守するものとする。

- ア 自己が利用している ID を他人に利用させないこと。
- イ 共用 ID を利用する場合、共用 ID の利用者以外に利用させさせないこと。
- ウ パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
- エ パスワードの長さは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとすること。
- オ 情報共有システムへの侵入の危険、又はパスワード漏えいの恐れがある場合には、パスワードを速やかに変更すること。
- カ 仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更すること。
- キ 端末にパスワードを記憶させないこと。

- (7) ベンダにより契約書に記載された期日に達した際には自動あるいは手動によりデータは削除されるが、その際に受注者はベンダから削除したことを証明する書面を入手し、発注者に提出するものとする。
- (8) 受注者は、セキュリティーインシデントが発生した際の発注者への報告のフローを発注者に提出すること。
- (9) 発注者及び受注者は、意図しない公開設定や操作等により情報漏洩を発生させないために、情報共有システムの設定や操作方法をよく理解した上で利用すること。
- (10) 受注者はサービス利用規約等に、契約途中におけるサービス終了時の事前の通知方法や期限、データの移行方法の記載があることを確認すること。記載がない場合は、サービス利用規約や契約書への追記により確認すること。
- (11) 他システムとの連携は行わない。連携する必要が生じた場合には、受発注者間の協議により、他システムの利用の可否を決定する。
- (12) ベンダが提供するサービス（機能）の中で、利用可能なサービス（機能）は、別表2のと

おりとする。

(13) 大規模災害等でネットワーク回線の不通やシステムの故障が長期化し利用できない事態が生じた場合には紙面により工事帳票の提出等を行う。なお、既に情報共有システムに保存された情報については、受発注者間で協議によりその取扱い（検査時の対応等）を定めるものとする。

(その他)

第14条 本実施要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から適用する。

情報共有システムにおける利用するサービス機能一覧表

別表2

機能	利用可能	利用不可
工事基本情報管理機能	●	
掲示板機能	●	
スケジュール管理機能	●	
発議書類作成機能	●	
ワークフロー機能	●	
書類管理機能	●	
工事書類等入出力・保管支援機能	●	
オンライン電子納品機能		●
遠隔臨場支援機能	●	
工事情報提供機能		●
データ・システム連携機能	●	
システム管理機能	●	